

行政いばらき

Ibaraki Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association



あじさい



茨城県行政書士会

6

2019 No.244

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



茨城県行政書士会

Ibaraki Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association